

千葉県流山市と学校法人江戸川学園との相互協力協定書

千葉県 流山市（以下「甲」という。）と学校法人 江戸川学園（以下「乙」という。）は、相互の発展のため、教育、文化及び学術等の分野で協力するためにこの協定を締結する。

第1条 甲と乙は、生涯学習の推進、学校教育における教育支援、地域振興、福祉・環境問題、芸術・文化・スポーツの振興に関する事項について、協力するものとする。

2 上記のうち、甲が行うつくばエクスプレス沿線まちづくり及び流山グリーンチェーン戦略に基づくまちづくりについて、乙は実践的な知識と情報提供等行うものとする。

なお、甲と乙は、相互の発展のため、共同で調査研究するものとする。

3 その他、甲と乙の協議により定める事項。

第2条 この協定による協力の形式、成果の利用条件等、協力事業の細目については、甲と乙が協議をしてその都度定めるものとする。

第3条 この協定は、甲と乙が署名した日に発効し、当該年度に限り有効とする。ただし、甲と乙いずれからか異議の申出がない場合は、年度ごとに自動的に更新される。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。